

# 枚方市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

## 第1 目的

この介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領は、枚方市が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定並びに枚方市介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針に基づき、法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

## 第2 検査対象者

指定に係る全ての事業所又は指定若しくは許可に係る全ての施設が枚方市の区域に所在する介護サービス事業者（法第115条の32第2項第4号）

## 第3 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するものとする。

## 第4 検査等

### 1 検査

#### (1) 一般検査

業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、別紙1の手順により実施するものとする。

#### (2) 特別検査

指定又は許可を受けた事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の指定又は許可の取消処分相当事案が発生した場合に、別紙2の手順により実施するものとする。

### 2 検査等実施方法

#### (1) 実施計画及び検査対象の選定

##### ① 一般検査（概ね6年に1回）

毎年度末までに翌年度の実施計画を策定するものとする。

##### ② 特別検査

指定事業所等の指定又は許可の取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

#### (2) 実施通知

検査の実施に当たっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期等必要な事項を事前に通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

#### (3) 検査方法

検査は、枚方市介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針を踏まえ実施するものとする。

#### (4) 報告

① 一般検査（立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について市長に報告するものとする。

② 立入検査及び特別検査の場合は、別に定める様式により市長に報告するものとする。

### 3 行政上の措置等

(1) 検査の結果、次に掲げる行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

① 勧告

法第 115 条の 32 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。この期限内に当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

② 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。この命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(2) 第 4 の 3 の (1) の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に報告を求めるものとする。

#### 4 特別な処置

(1) 第 4 の 1 の (1) の一般検査において、介護サービス事業者が第 4 の 3 の (1) の ② の命令に違反したときは、必要に応じて当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

(2) 介護サービス事業者が第 4 の 3 の (1) の ② の命令に違反したときは、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について（平成 21 年 3 月 30 日付老発第 0330076 号厚生労働省老健局長通知）の 2 の (3) のイに基づき、その旨を書面にて厚生労働省に報告するものとする。

#### 第 5 厚生労働省への報告

第 4 の 1 の (2) の特別検査を実施した場合は、介護保険法第 115 条の 33 第 3 項に基づく厚生労働大臣に対する業務管理体制に係る権限行使の要請及び同法第 197 条第 2 項に基づく業務管理体制確認検査実施結果の報告について（令和 3 年 2 月 22 日付老指発 0222 第 1 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、書面にて厚生労働省に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 一般検査の手順

(※)印は、該当する場合のみ実施

事 項 (手 順)	内 容
1 実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年度末までに翌年度の実施計画を策定する。</li> </ul>
2 検査の実施	
①報告を求める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書にて所定の報告書の提出を求め、届出事項や業務管理体制の整備・運用状況を確認する。</li> <li>・ 期日までに報告書の提出がない事業者に対して、文書、電話、FAX などにより提出を催促する。</li> <li>・ 報告書の内容と届出されてる事項に相違がある場合は、届出事項の変更に係る手続きを行うよう求めるなど適切な指導を行う。</li> <li>・ 報告書の内容に指摘等行う事項が見受けられなければ、報告書を受理した旨を通知する（通知の決裁が要領の第4の2の(4)の①の市長への報告となる）。</li> <li>・ 一般検査の主たる内容は報告の徴収等であり、立入検査の前置として実施するものではない。</li> </ul>
②出頭を求める等により運用状況を確認(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2の①で不備や不明瞭な事項がある場合又は報告書の催促に応じない場合は、事業者又はその従業者に出頭を求めるなど法第115条の33第1項の規定に基づき業務管理体制の運用状況を確認し、必要に応じて改善に係る報告書の提出を文書にて求める。</li> <li>・ 確認事項をまとめた確認書を作成し、当該事業者の一般検査を終了する旨の決裁を得る（この決裁が要領の第4の2の(4)の①の市長への報告となる）。</li> <li>・ 必要に応じて2の②を実施せず、2の③を実施することがある。</li> </ul>
③事業者本部等への立入検査(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2の②で改善が見込まれない場合又は出頭等に応じない場合など必要に応じて、事業者本部や指定事業所等の関係場所において立入検査を実施し、業務管理体制の運用実態を検証する。</li> <li>・ 立入検査の実施に当たっては、実施時期等必要な事項を事前に文書にて通知するが、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合はあらかじめ通知しないことができる。この場合、検査開始時には速やかに告知する。</li> <li>・ 必要に応じて事業者自ら指定事業所等の内部監査等を実施するよう指示し、事業者自ら問題点を検証し、その結果の報告を求める。</li> </ul>
3 立入検査結果の報告等(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査に係る報告書を作成し、勧告等の行政上の措置等について検討する。</li> </ul>
4 勧告の実施等(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧告に係る文書を交付し、期限を付して改善に係る報告書の提出を求める。勧告に至らないが改善を要する事項がある場合は、同様に文書にて報告書の提出を求める。</li> <li>・ 提出された報告書において改善措置が不十分な場合は、再検討を求める。</li> <li>・ 期限内に勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。</li> </ul>

5 命令の実施等(※)	<ul style="list-style-type: none"><li>・正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該勧告に係る措置をとるよう命じる文書を交付し、期限を付して改善に係る報告書の提出を求める。</li><li>・この命令をしようとする場合は、弁明の機会を付与する。</li><li>・この命令をした場合は、その旨を公示しなければならない。</li><li>・提出された報告書において改善措置が不十分な場合は、再検討を求める。</li><li>・提出された報告書の内容については、必要に応じて一般検査により確認することがある。</li></ul>
6 特別な処置(※)	<ul style="list-style-type: none"><li>・5の命令に違反した場合は、必要に応じて指定事業所等への立入検査を実施し、実態を検証（2の③の時点で検証している場合には、この限りでない）。</li><li>・5の命令に違反した場合は、その旨を書面にて厚生労働省に報告する。</li></ul>
7 行政処分の実施等(※)	<ul style="list-style-type: none"><li>・5の命令に違反した場合は、法に規定する指定等の取消し等に該当するため、指定事業所等の指定等取消しや効力停止の処分を実施することがある。</li><li>・6の検証を踏まえて、処分の程度について慎重に判断する。</li></ul>

## 特別検査の手順

(※)印は、該当する場合のみ実施

事 項 (手 順)	内 容
<p>1 検査の実施</p> <p>①出頭を求める等により運用状況を確認</p> <p>②事業者本部等への立入検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者又はその従業員に出頭を求めるなど法第 115 条の 33 第 1 項の規定に基づき業務管理体制の運用状況を確認する。</li> <li>・必要に応じて 1 の①は実施せず、1 の②を実施することがある。また、1 の①での確認において必要な検証が実施できたときは 1 の②は実施しないことがある。</li> <li>・事業者本部や指定事業所等の関係場所において立入検査を実施し、業務管理体制の運用実態を検証する。</li> <li>・指定事業所等の指定等取消し処分相当事案が、業務管理体制の整備のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証する。</li> <li>・指定事業所等の指定等取消し処分相当事案に関して、事業者の組織的関与の有無を検証する。</li> <li>・立入検査の実施に当たっては、実施時期等必要な事項を事前に通知するが、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合はあらかじめ通知しないことができる。この場合、検査開始時には速やかに告知する。</li> <li>・必要に応じて、事業者自ら指定事業所等の内部監査等を実施するよう指示し、事業者自ら問題点を検証し、その結果の報告を求める。</li> </ul>
<p>2 検査結果の報告等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査に係る報告書を作成し、改善に係る勧告内容等について検討する。</li> </ul>
<p>3 勧告の実施等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勧告に係る文書を交付し、期限を付して改善に係る報告書の提出を求める。</li> <li>・提出された報告書において改善措置が不十分な場合は、再検討を求める。</li> <li>・期限内に勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。</li> </ul>
<p>4 命令の実施等(※)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該勧告に係る措置をとるよう命じる文書を交付し、期限を付して改善に係る報告書の提出を求める。</li> <li>・この命令をしようとする場合は、弁明の機会を付与する。</li> <li>・この命令をした場合は、その旨を公示しなければならない。</li> <li>・提出された報告書において改善措置が不十分な場合は、再検討を求める。</li> <li>・提出された報告書の内容については、必要に応じて一般検査により確認することがある。</li> </ul>
<p>5 行政処分の実施等(※)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4 の命令に違反した場合は、その旨を厚生労働省に報告する。</li> <li>・4 の命令に違反した場合は、法に規定する指定等の取消し等に該当するため、指定事業所等の指定等取消しや効力停止の処分を実施することがある。</li> <li>・指定事業所等における監査や特別検査での検証を踏まえて、処分の程度について慎重に判断する。</li> <li>・特別検査の結果について、書面にて厚生労働省に報告する。</li> </ul>